

関東地区同窓会会則改定・解説

改 定 案	補足説明
<p>< 総 則 > 第1条（名 称） 本会は熊本県立八代高等学校関東地区同窓会と称する。 第2条（目 的） 本会は関東に在住する会員間の連絡や交友の基点となるとともに、母校および本部との情報交換の窓口となって卒業生全体の親睦に寄与することを目的とする。 第3条（事 業） 本会は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。 総会及び学年幹事会を開き親睦を深めること。 会報を発行すること。 母校の発展に協力すること。 その他目的の達成に必要と認める事業。</p>	<p>目的に会員の連絡・交友・親睦、本部などとの情報交換を挙げた。</p>
<p>< 会 員 > 第4条（会 員） 1．本会は原則として、関東近県に在住する会員で組織する。但し、前記都県に在住しない場合でも本会に任意に参加を希望する者は会員として認める。 2．本会の会員を下記の通りに定める。 ・ 済々黌八代分黌 ・ 八代中学校、八代高等女学校 ・ 八代高等学校併設中学校、八代女子高等学校併設中学校 ・ 八代女子高等学校、八代高等学校 の修業生及び卒業生並びに学校の職員、旧職員 第5条（異動届出義務） 本会の会員は、氏名、住所等に異動が生じたときは、学年幹事、ホームページ、事務局などを通じ、遅滞なくその旨を届け出るものとする。</p>	<p>会員資格を1都6県に限定する必要がなく、静岡などからの参加を認めて差し支えないとの理由から「関東近県」とした。</p> <p>卒業生に限らず、一時修業した者、教職員を含む。</p>
<p>< 機 関 > 第6条（機 関） 本会には、以下の機関を置く。 総会 学年幹事会 事務局 第7条（総会の招集） 1．本会は、年1回定時総会を開催する。なお、必要に応じ臨時総会を開催する。 2．定時総会の招集は学年幹事会が決定する。臨時総会の招集は会長が学年幹事会にはかり決定する。 3．定時総会の招集の手続は、事務局が関東地区同窓会名で発行する会報の発行をもって代えるものとする。ただし、臨時総会は事務局長が会長名で招集するものとする。 第8条（総会の議事進行） 1．定時総会の議長（司会進行担当）は、当番学年幹事のなかから会長が予め指名する。臨時総会については、会長または学年幹事会が学年幹事のなかから指名した者が議長となる。 2．総会の議長は総会の秩序を維持し議事を整理する。 第9条（総会の権限） 1．総会は、下記の事項を決定する。</p>	<p>定時総会の招集決定を学年幹事会の権限事項とした。 定時総会の招集手続は、実際になされている会報の発行によって行うことを明確化した。</p> <p>総会の議長を明確化し、当番学年幹事が定時総会の議長（司会担当）となる。</p> <p>総会の権限事項としては、左記</p>

<p>のうち3学年以上代表者の推薦を得て決定するものとする。</p> <p>3. 副会長候補者が6名以上推薦された場合は、学年幹事会にはかり各学年を1票とする無記名投票による多数決をもって決定するものとし、得票数の多い順に3名を選出する。</p> <p>4. 副会長は、当該選任総会の終結のときをもって就任する。</p> <p>第16条(顧問の委嘱)</p> <p>1. 学年幹事会は、会長、副会長、監査委員、事務局長を退任した者、または本会の創立または維持運営に功労のあった者を顧問に委嘱することができる。</p> <p>2. 前2項による顧問の委嘱は総会の承認を要しないものとし、学年幹事会が新たに顧問に委嘱したときは総会に報告する。</p> <p>第17条(監査委員の選任)</p> <p>1. 監査委員は、会員の中から学年幹事会において選任し、選任直後の総会で報告するものとし、当該総会終結のときをもって就任する。</p> <p>2. 監査委員候補者は会長が学年幹事会に推薦する。</p> <p>第18条(事務局長の選任)</p> <p>1. 本会の事務局に事務局長を置く。</p> <p>2. 事務局長は、会員の中から学年幹事会において選任し、選任直後の総会で報告する。</p> <p>3. 事務局長候補者は、会長が学年幹事会に推薦する。</p> <p>第19条(事務担当幹事の委嘱)</p> <p>1. 学年幹事会は、事務局長の指示のもとに特定の事務を担当する事務担当幹事を選任できるものとする。</p> <p>2. 事務担当幹事は、会員の中から委嘱事務を示したうえで委嘱する。</p> <p>第20条(学年幹事の委嘱)</p> <p>1. 学年幹事会を構成する学年幹事は、当該卒業年度の会員が学年幹事会に出席可能な状況にある者を代表として推薦するなど任意の方法で各卒業年度ごとに決定する。</p> <p>2. 各卒業年度の会員による決定がなされない場合、学年幹事会の推薦により決定することができる。</p> <p>第21条(当番学年幹事)</p> <p>1. 当番学年幹事は、毎年各卒業年度の会員の持ち回り当番制とする。</p> <p>2. 当番学年幹事は、総会終了後に次学年度の当番学年幹事に事務を引き継ぐものとする。</p> <p>第22条(任期)</p> <p>1. 役員は就任後2年目の総会終結のときまでとする。但し、当番学年幹事を除き再任を妨げない。</p> <p>2. 役員が辞任、死亡、事故その他の事情により欠けたときは、上記選任・委嘱手続に従い補欠としての後任役員を選任・委嘱するものとする。</p> <p>3. 前項により選任された後任役員は、前任者の任期満了までの間とする。</p> <p>第23条(みなし退任)</p> <p>1. 学年幹事会は、役員が職務を執行することができないと認めるときは、当該役員につき退任したものみなすことができ、これは出席学年幹事の3分の2以上の多数をもって決定する。</p> <p>2. 学年幹事会が役員を前項の規定により退任したときは総会に報告する。</p>	<p>副会長の選任資格、および候補者の決定手続については、会長と同様の趣旨であるが、学年幹事の推薦については要件を緩和した。</p> <p>顧問の委嘱は学年幹事会の権限とした。</p> <p>監査委員の選任は学年幹事会の権限とし、総会への報告事項とした。</p> <p>現在会則に規定がないままに、会員の有志により依頼されているホームページ、名簿管理補助、会報作成・発行の補助をなす「事務担当幹事」を新たに選任できるものとした。</p> <p>役員に欠員が生じた場合の補欠選任の手続を規定した。</p> <p>役員に傷病その他の事由により役員としての職務を行うことができず、かつ辞任などの取扱ができない場合に備えて、みなし退任規定を設けた。</p>
---	--

< 役員の任務 >

第 24 条 (会長の任務)

1. 会長は本会を代表するとともに、会員相互の親睦に努め、副会長・学年幹事などと共に学年幹事会を構成し、会の常務につき意思決定を行う。
2. 会長は、以下の業務を行う。
次期の会長、副会長、事務局長の各候補者を学年幹事会に推薦する。
副会長と協議の上、必要があると判断したときは学年幹事会または臨時総会を開催することを決定する。
当番学年幹事のなかから定時総会の議長 (司会進行担当) を予め指名する。
自ら臨時総会の議長となり、あるいは学年幹事の中から議長 (司会進行担当) を指名する。

第 25 条 (副会長の任務)

1. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時または会長の命によりその職務を代行する。
2. 副会長は、会長・学年幹事と共に学年幹事会を構成し、会の常務につき助言するとともに、事務局長・当番学年幹事の職務に協力する。

第 26 条 (顧問の任務)

顧問は、会務につき会長または学年幹事会の諮問にこたえ、これに助言するとともに、会長、副会長などの役員の職務に協力する。

第 27 条 (監査委員の任務)

監査委員は本会の会計の監査にあたり、定時総会に監査の結果を報告する。

第 28 条 (事務局長の任務)

1. 事務局長および学年幹事は会長・副会長の命を受け、学年幹事会の意思決定に従い、会長に代わって会の常務につき業務を行う。
2. 事務局長は、以下の業務を行う。
会員名簿の整備に関する事項
ホームページの管理に関する事項
会報の発行、管理に関する事務
総会の開催に関する事項
会計事務に関する事項
事務担当幹事への指示
母校、本部および会員との連絡に関する事項
会務の円滑な推進に必要な事項

第 29 条 (事務担当幹事の委嘱)

1. 事務担当幹事は、事務局長の指示に従い、以下の委嘱事務を行う。
会員名簿の整備補助
ホームページの維持・管理・改訂に関する事項
会報の内容・構成・発行事務に関する事務
その他学年幹事会が委嘱した事務
2. 事務担当幹事は、各委嘱事務につき状況および結果を学年幹事会に報告する。

第 30 条 (当番学年幹事)

1. 当番学年幹事は、事務局長および事務担当幹事の補佐を受けて、定時総会の内容の決定・準備、招集事務、会報の編集・発送、年度の会計事務などを行う。

会長の任務を明確にした。

監査委員の総会への報告義務を明確化した。

事務局の業務を明確化するとともに、事務担当幹事の職務への指示権限を明確に規定した。

事務担当幹事は、事務局長の指示にしたがって委嘱事務を行うものとした。
現在のところ、事務担当幹事に委嘱が予定されている事項は左記の ~ であるが、今後の追加委嘱も可能とした。

当番学年幹事の権限を明確化し、定時総会の招集、会報発行、学年幹事会、定時総会の議長な

<p>2. 当番学年幹事は、学年幹事会を招集し、その議長となる。</p> <p>3. 当番学年幹事の代表者は会長の指名を受けて総会の議長(司会進行担当)となる。</p>	<p>どの権限を明確化した。</p> <p>当番幹事の負担軽減を勘案して、事務局長・事務担当幹事の補佐を明確化した。</p>
<p><会計></p> <p>第31条(会計)</p> <p>1. 収入 本会の収入は、拠出会費、寄付金、およびその他の収益金とする。</p> <p>2. 会費 前項の拠出会費は学年幹事会がこれを決定し、総会に報告する。</p> <p>3. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>4. 会計報告 本会の会計は監査委員の監査を経た後、総会に報告しなければならない。</p> <p>第32条(付則)</p> <p>本会則は平成17年10月1日開催の総会での承認を条件として同日より施行する。</p>	